

令和7年度清瀬市しあわせ未来センター前移動式販売車（キッチンカー）
出店誘致実証実験第2弾「火曜のしあわせミール」
出店事業者募集要領

1 目的

しあわせ未来センターを訪れる子育て世帯並びに近隣住民や職員の利便性向上及び同センターの賑わい創出など、地域振興に寄与することを目的とする。

2 募集期間及び出店日時等

出店希望者は下記3の登録を行い、オンラインで希望日等を申請すること。

(1) 募集期間

令和7年11月から令和8年3月末まで（年末年始を除く）

(2) 出店日

上記期間内の毎週火曜日のうちの希望日

(3) 出店時間

午前9時から午後5時までの間で昼食時間帯を含む希望時間

(4) 出店数

1日につき2台（2事業者）まで

3 出店事業者の登録について

実証実験に出店を希望する以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、下記のオンライン申請フォーム「キッチンカー出店事業者 登録申請（清瀬市しあわせ未来センター前）」で事前に事業者登録を行うこと。

(1) 項目1「目的」に同意できる者

(2) 所轄保健所の発行する清瀬市内で有効な営業許可証を有する者

キッチンカー出店事業者 登録申請（清瀬市しあわせ未来センター前）

(<https://logoform.jp/form/QzsJ/1217707>)



4 事業者登録申請の禁止事業者

以下に該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

(1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）

(2) 銀行取引停止処分を受けている者

(3) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

(4) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

- (5) 申し込み業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けた者
- (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (7) 暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
- (8) その他、市が指定する者

5 提出書類

- (1) 営業許可証一式の写し
- (2) 食品賠償保険等の証明書の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 販売メニューの写真
- (5) キッチンカー車両の写真

6 出店について

事業者登録申請後、市から登録通知を受け取った事業者は、オンライン申請フォーム「キッチンカー出店希望日申請《●月分》（清瀬市しあわせ未来センター前）」で出店希望日の申請を行うこと。

- (1) 登録事業者同士で出店希望日が重複した場合は選考とする。選考基準は項目 11 に記す推奨事項に適うものを優先して選び、同率の場合は抽選とする。
- (2) 酒類を除く飲食物を提供すること（自動車による調理営業・販売業として保健所の許可を得ているものであること）。
- (3) 消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び清瀬市が不適当と判断したものは禁止とする。

7 出店料

清瀬商工会加盟事業者：1 日あたり 1, 0 0 0 円（時間制限なし）

清瀬商工会非加盟事業者：1 日あたり 1, 5 0 0 円（時間制限なし）

※納付書が届き次第、速やかに支払うこと。

8 出店場所

しあわせ未来センター前スペース（舗装部分別紙参照※芝生内不可）

9 設備

調理・販売のための電気・水道等の施設設備及び備品は事業者が用意すること。

10 消防署への届出

事業者は出店日の 3 日前までに清瀬消防署に届出書（第 10 号様式「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」）を提出し（オンライン申請可）、そ

の写しを市に提出すること。

11 その他

- (1) 実証実験であるため、出店後に実績報告（実施時間・販売食数・売上金額）を求める。
- (2) 項目1の目的に沿う内容かつキッチンカーと同等のスペースでの営業が可能であれば、出店形態はキッチンカーに限らない。
- (3) 地域振興の観点から、清瀬産物（野菜等）の使用を推奨する。
- (4) 食育の観点から、一日の野菜摂取量の目標値とされる350gのうち1食分の120gを摂取できるメニューの販売を推奨する。
- (5) 登録事業者同士で出店希望日が重複した場合、上記(3)(4)を実施する事業者を優先して選考するものとする。
- (6) 販売スペースに必ずゴミ箱を設置し、調理・販売によって出たゴミ（使い捨て食器や残飯等）は事業者が責任をもって持ち帰ること。またSDGsを意識し、再利用可能な容器の使用等に取り組むこと。
- (7) 駐停車中のアイドリングは禁止とし、キッチンカーの調理等付属装置のための電力確保には発電機等の外部電源設備を使用すること。
ただし、都条例・規則に基づき、付属装置の動力としてキッチンカーのエンジンを使用する場合は除く。

以上